

平成29年 第4回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月26日（水）午後1時30分から午後2時57分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (26人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	澁江修身
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (1人)

委員	24番	大関千代子
----	-----	-------

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号について

議題第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議題第2号 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消しについて

議題第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第4号 非農地証明願について

議題第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議題第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 土澤正道

参事 向田一夫

農地調整係 係長 金子裕美

主査 飯塚康夫

主査 谷 昌幸

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、平成29年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、26名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号24番 大関千代子委員の1名でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は26名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成29年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 志賀喜一委員、議席番号20番 飯島誠治委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第6号まででありましたが、日程第5に議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を追加し、本日の議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、日程第5に議案第7号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。お手元の現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条453番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は12.2km、所要時間は25分です。大農機具の所有状況は、コンバイン1台、トラクター、軽トラック、乾燥機各3台を

所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は240日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条454番 契約内容は売買による所有権の移転です。対価は4筆で〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員をお願いしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

次の案件につきましては、営農型の太陽光パネルを設置するため、パネルを設置する部分に区分地上権を設定するものです。こちらの案件は5条501番と関連します。

3条455番 契約内容は区分地上権の設定3年です。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をいうものです。区分地上権等の設定等の許可基準は、中ほどの「区分地上権等の設定等の許可基準」にある2つの項目を満たす必要があります。まず、「1 その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがない」こと。こちらは、事務局で現地を確認させていただいておりまして、特に問題はございませんでした。次に、「2 その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている」こと、これは、申請地の耕作者の同意を得る必要があるということですが、耕作者の同意を得ています。以上2項目について許可基準を満たしていることから、許可相当と思われれます。説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

25番  
立川委員

太陽光パネルについて質問です。ミョウガを作って3年に一度見直しをすると聞きましたが、ミョウガは水分の多い土地では根腐れを起こし

やすいので、条件が不適に思えます。収穫量は少ないと考えられますが、3年後はどのように見直すのでしょうか。

議 長

事務局、どうぞ。

事務局

3年後のミョウガの営農計画を耕作者には提出をしていただいております。この作付けが一定の量を下回ると、農地所有適格法人という法人として営農する資格が無くなってしまいます。この資格を3年ごとにミョウガの作付け量で判断をするという形になります。

25番  
立川委員

3年後に生産性が悪かった場合、ソーラーパネルはどうなりますか。

事務局

撤去するという内容の契約になっております。

25番  
立川委員

それなら結構です。

議 長

他に質問はございますか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

取消8番について報告します。

本申請は、平成8年3月27日に許可した分家住宅を目的とする農地転用について、計画が変更となり既に申請人は、別の場所に自己用住宅を建築しており、許可地に自己の住宅を建築することはなくなったため取消しを申請するものです。なお、許可以前から現在まで継続して農地として使用しております。転用行為はされておられません。

調査に係る意見2については4条許可の取消しのため該当しません。1及び3についても認められると思います。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「取消しは妥当」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番  
木村委員

農地転用は許可後何もしなくても、20年たっても気づかれないものなのですか。許可を得ても一定期間たって建築されないと取消しになると聞いたことがあったので気になりました。本件では20年近く気づかれましたが、今後もこのような案件は出るのでしょうか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

ご指摘のとおり、現行法では、転用許可後、完了報告を提出いただき、転用が完了したことを事務局で確認する制度になっております。平成8年に許可を受け、完了報告されないまま今回の手続きとなったのが本件でございます。

7番  
木村委員

これからも本件のような事態があった時は、本人が取消し申請をするまで何もしなくて構わないのですか。今回は4条でしたが、5条であった場合、転売等問題があるのではないのでしょうか。

事務局

現在は完了報告がされない場合、代理人を通じて状況の報告の確認を行っています。しかし今回の例のように過去の許可に関して、確認から漏

れたことには何か経緯があるかと思います。

5条の許可を受け、転用行為がされずに転売される恐れがあるというご指摘については、地目の変更なしに売買する場合は農業委員会の許可を必要とし、地目変更、転用後の売買は市街化調整区域にありますので、都市計画法上、建て替えをすることが難しいなど条件があまり良くない宅地と言えます。また、売買の際に相手側にその旨を伝えなければならぬ法律となっているので、あまり買われる土地ではないと思われま

議 長

他にご質問はございますか。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については願いのとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおり取消することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条498番について報告いたします。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員6m」、南は「宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流し、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種

農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条499番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「宅地」、南は「畑」、北は「市道幅員8m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

次に、5条500番について報告します。本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「山林、畑」、西は「畑」、南は「市道幅員5m」、北は「畑」です。排水計画は「雨水のみで敷地内浸透」です。次に農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農林水産省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに従い、農地法第5条第2項第2号「周辺の他の土地に立地することができない、代替地が無い場合」に該当すると思われます。

一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

続きまして5条501番について報告いたします。本申請は、営農型太陽光発電設備を設置するため、営農している農地の一部に支柱等を建てるため一時転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「田、畑」、東は「田」、西は「市道幅員9m」、南は「宅地、市道幅員9m」、北は「水路」です。排水計画は「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「営農型太陽光発電設備」であり、農地法施行令第11条第1項第1号イの「一時的な利用で目的達成上必要であると認められるもの」に該当すると思われま

す。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたします。

以上のようなことから現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条502番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するために転用したいという案件です。

まず申請に係る事項ですが、申請地は農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。

周辺の条件は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員2m」、西は「雑種地」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透層へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、申請地は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。次に5条503番について報告します。

本申請は、申請地をコンビニエンスストアとして使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は農業振興地域整備計画において

は「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。

周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地、市道幅員9m」、西は「宅地」、南は「国道幅員30m」、北は「畑」です。排水計画は、「公共下水道へ接続、雨水は浸透層へ接続」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は農地法第5条第2項第2号「周辺の他の土地に立地することができない、代替地が無い場合」に該当すると思われる。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、変更後の転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号の案件については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

事務局

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地339番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

次に、非農地340番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の西と南の一部は畑ですが、営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地341番について報告いたします。

願出地の状況は、雑種地として利用されております。願出地の周辺には農地が無いため、近隣の営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。以上です。

非農地342番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の南は畑ですが、営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われ  
ます。

非農地343番について報告いたします。

願出地の状況は駐車場として利用されております。願出地の西は田で  
すが、営農に支障はないと思われ  
ます。願出地は農用地以外であり、20  
年以上前から非農地であったことを証明する資料として、平成6年撮影  
の空中写真撮影記録証明書が添付されています。また、願出地は人為的に  
転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われ  
ます。以上  
のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われ  
ます。

非農地344番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農  
地がないため、近隣の営農への支障はないと思われ  
ます。願出地は農用地  
以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、  
平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難  
であると思われ  
ます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われ  
ます。

議 長

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号につい  
て質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いの  
とおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明するこ  
とに決定いたしました。

議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題  
といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、この  
ことについて佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班による現地調査が行われておりますので調査結果の報告に入ります。

議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更19番について報告します。

本申出は、耕作地の近くに農業用倉庫を建築するために、農業用施設用地へ用途区分の変更を申出するものです。申出に係る事項ですが、申出地は現在「田」として利用されています。周囲の状況は、東は「認定外道路幅員3m」、西は「水路」、南は「田」、北は「水路」です。排水計画は「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は「農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。ただし、「農用地の例外許可事由に該当する場合は許可することができる」に該当します。立地基準は、転用目的が農業用倉庫ですので、農用地の不許可の例外事由の一つである農地法第4条第6項の農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当すると思われま。一般基準は2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。以上のようなことから現地調査班の意見は転用許可の見込みはありと思われま。

次に軽微な変更20番について報告いたします。本申出は農産物直売所の建て替えをするため、農業用施設用地への用途区分の変更を申出するものです。申し出に係る事項ですが、申請地は現在「畑」として利用されています。周囲の状況は、東は「宅地」、西は「畑」、南は「市道幅員20メートル」、北は「宅地」です。排水計画は「合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。ただし、「農用地の例外許可事由に該当する場合は許可することができる」に該当します。立地基準は転用目的が農産物直売所ですので、農用地の不許可の例外事由の一つである農地法第4条第6項の、農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当すると思われま。一般基準は2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。以上のようなことから現地調査班の意見は転用許可の見込みはありと思われま。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」は、農用地域内の用途区分が変更された場合の問題の有無をなしとすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」は、農用地域内の用途区分が変更になった場合の問題の有無をなしとすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成29年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第6号 1. 利用権設定関係の29番について、議席番号7番 木村弘一委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第6号 1. 利用権設定関係の29番について審議いたします。木村弘一委員の退室をお願いいたします。

(木村弘一委員 退室 14:19)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 1. 利用権設定関係の29番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 1. 利用権設定関係の29番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一委員 入室 14:20)

次に、議案第6号 1. 利用権設定関係の29番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 1. 利用権設定関係の29番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 1. 利用権設定関係の29番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩 14:22から14:23まで)

休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

次に追加いたしました、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年4月26日 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

続きまして現地調査の結果を報告いたします。お手元の現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

本件につきましては、営農型太陽光発電設備を設置するため区分地上権を設定するものでございます。契約内容は区分地上権の設定3年 区分地上権等の設定等の許可基準は議案第1号3条455番と同様となりますが、中ほどに記載されています、区分地上権等の設定等の許可基準にある2つの項目を満たす必要がございます。1. その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。こちらは事務局で現地を確認しまして、特に問題はございませんでした。次に、2. その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。これは申請地の耕作者の同意を得る必要があるということですが、耕作者の同意を得ております。以上2項目につきまして許可基準を満たしていることから許可相当と思われます。議案の説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第7号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」については申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成29年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時57分閉会